

写

受理番号	陳情第3号
受理年月日	平成27年11月19日

陳 情 書

平成 27 年 ヶ 月 ハ 日

平成 28 年度における

「療養介護施設における透析治療の在り方」についての陳情

二宮町議会議長 添田 孝司 様

代表陳情者 足柄上郡中井町雜色 409

中郡腎友会

会長 城所優子



陳情者 横浜市神奈川区台町 1-8

ウェイサイドビル 504 号

特定非営利活動法人 神奈川県腎友会

会長 前田好夫

1. 陳情の要旨

平成 28 年度予算策定に際して、低料金で利用できる【透析介護施設】の設立に向けての対応を戴けますよう陳情申し上げます。

2. 陳情の理由

透析治療を受ける上で通院困難な患者が増加している現状では、特別養護老人ホームや介護療養型医療施設等への入居が必要となってきております。

しかし、病院での長期入院治療は、病院でのベッド数や、3ヵ月を超える入院治療は診療報酬が下がるため、長期入院を余儀なくせざるを得ない透析者は、約 3 カ月以上の入院以後は、他の介護施設に転居するか在宅訪問介護などになるかと判断を迫られます。

一般的に介護施設では透析者に対する食事、水分の制限、緊急時の医療的対応の不安、透析病院への通院送迎などで透析者の入居を拒む施設があります。加えて、医療保険と介護保険の両方を利用した場合の請求問題があり、現状としては、透析者の入居は難しい状況にあります。そこで、出来ることなら、透析治療施設と介護施設とが併設された施設があれば、一番理想的な透析治療形態だと考えられます。しかし、現状は県内での透析施設併用の介護施設は皆無に近い状況です。

現在、民間の介護施設の入居料は医療保険と介護保険を合算し(80,000 円～130,000 円／月) 程となり、無年金者、低年金者、特に透析患者などは経済的には大変に無理があります。ゆえに、透析病院での入院・転院を繰り返しながら、低料金で公共の介護施設が空くのを待っている状況です。

今後の問題として、介護施設、特養老人施設等と透析施設が併用された施設の設立に向けて、行政、医療機関、介護民間事業者など三位一体となった連携事業として、低料金で利用できる【透析介護施設】の設立に向けての対応を、平成 28 年度の予算策定に戴けますよう陳情申し上げます。